

り災ごみを搬入するまでの流れについて

(現場確認が必要な場合)

確認

- ・「り災証明」をご用意ください。(未発行の場合は、管轄の消防署へ申請してください。減免申請には「り災証明」が必要です。)

- ・日程調整の上、職員が現場確認を行います。(おおよその廃棄物量を計算します)。ご本人、業者の方の立会いが必要です。

申請

- ・火災ごみ搬入計画書、減免申請書等を提出していただきます。
- ・業者に委託される場合は、業者からの提出でも可。

- ・決裁後、初回搬入の立会日を設定します。

搬入

- ・【初回搬入分】現地でトラックに積込まれた廃棄物を確認し、処理施設まで先導します。大田処分場は最終搬入分も立会いが必要です。

- ・搬入計画書に従い、施設に搬入していただきます。

完了

- ・すべての搬入が終了したら、当課担当までご連絡ください。
- ・余った搬入許可証は返却してください。

【注意事項】

- ・申請から搬入までには通常1～2週間程度の期間を要します。
- ・り災証明に記載された範囲の廃棄物のみ搬入していただけます。

廃棄物減量推進課 指導係
TEL 077-528-2802
FAX 077-523-2423